

貴自治体名 安城市懇談日時 10月20日(木) 午前10時30分～11時30分懇談会場 市役所 西庁舎 第42会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2022年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(高齢福祉課)電話(0566-71-2290)FAX(0566-74-6789)
メールアドレス(koufuku@city.anjo.lg.jp)

(1) 各年度別の介護給付費準備基金の状況についてご記入ください。

年度	取り崩した準備基金	新たに積み立てた準備基金	年度末の準備基金残高
2018年度	0 円	130,834,000 円	397,903,000 円
2019年度	13,793,000 円	1,072,000 円	385,183,000 円
2020年度	0 円	1,226,000 円	386,408,000 円
2021年度	0 円	358,879,000 円	745,287,000 円

(2) 介護保険料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

①低所得者への保険料減免制度

1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

()ある (○)ない

2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2022年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

- ・保険料の全額免除はありますか。 ()ない ()ある
- ・資産保有による制限はありますか。 ()ない ()ある
- ・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある
- ・申請は必要ですか。 ()必要 ()不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

②収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ関係の減免は除く)

(○)ある ()ない

2) ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

【要件】

次のいずれかに該当する第1号被保険者で、当該年の合計所得金額が前年の合計所得金額の10分の5以下に減少すると認められる者であり、かつ、前年世帯所得金額が300万円以下である者

- ・ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ・ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ・ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

【減免割合】

申請書を提出した日以後その事由の生じた日の属する年度内に到来する納期限に係る納付額の10分の5に相当する額

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	0件	0件
保険料減免の金額実績	0円	0円

4) コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	45件	17件
保険料減免の金額実績	1,940,866円	756,058円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2020年度	2021年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	227	175
	保険料滞納者延べ件数	1,059	842
保険給付の制限	償還払い人数	2	1
	保険給付の一時差し止め人数	0	0
	3割負担人数	5	3
財産差押え	差押え実人数	2	4
	差押え件数合計	4	15

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

① 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

(○)ある → 実施年月(2001)年(10)月 ()ない

② 市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2022年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

【要件】

- ① 高齢福祉年金の受給権を有している者であって、市民税非課税世帯に属する者
- ② 前年の収入額が103万円以下の者であって、かつ生計同一者(他の世帯員、同一敷地内に居住する親族及び扶養者)の収入額と合計しても164万円以下の者
- ③ その他前号に準ずるものとして特に市長が必要と認める者

【適用除外】

- ・生活保護受給者
- ・預貯金等の額が、単身世帯では350万円を超える者、その他の世帯では生計同一者が1人増えるごとに100万円を加算した額を超える者
- ・市民税課税者又は生計同一者に市民税課税者がいる者
- ・市民税等の滞納者又は生計同一者に市民税等の滞納者がいる者
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している者又は生計同一者が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している者

2) 訪問介護利用料の助成割合 (5/10)

3) 居宅サービス利用料の助成割合 (5/10)

4) 施設サービス利用料の助成割合 (なし)

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○)ない ()ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③ 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
利用料減免件数	62件	58件
利用料減免の金額実績	469,621円	366,026円

(5) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

① 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(119)人(4年 4月現在)

② 要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数(14)人 待機者数(5)人 (4年 4月現在)
()把握していない

③ 特別養護老人ホームの入所者の申し込みにあたって貴自治体の対応(該当に○印を)

()自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている

() 行政区内の施設から情報を定期的に得ている

(○) 当該施設に任せており、対応はしていない

(6) 施設サービス基盤整備

① 特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第8期(～2023年度)		2021年度			
	計画		計画		実績	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	8 (1)	698 (120)	8 (1)	698 (120)	7 (0)	578 (0)
介護老人保健施設	3 (0)	310 (0)	3 (0)	310 (0)	3 (0)	310 (0)
認知症グループホーム	14 (1)	261 (18)	14 (1)	261 (18)	13 (0)	243 (0)
特定施設入居者生活介護事業所	3 (0)	87 (0)	3 (0)	87 (0)	3 (0)	87 (0)

② サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2022年3月末現在)

	施設数	定員
サービス付き高齢者住宅		
住宅型有料老人ホーム		

(7) 介護施設の夜勤形態について

① 職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	7	4	1	1	1
介護老人保健施設	3	2	0	0	1
グループホーム	13	4	5	1	3
小規模多機能	4	2	1	0	1(休止)
看護小規模多機能	1	0	0	1	0
短期入所	12	7	1	1	3

② 上記施設の内、夜勤配置人員が1人になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含みます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	3	1	1	1
介護老人保健施設	2	0	0	1
グループホーム	4	5	1	3
小規模多機能	2	1	0	0
看護小規模多機能	0	0	1	0
短期入所	6	1	1	3

(8) 総合事業

① 総合事業の対象者数をお答えください。(193)人

② 総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2022年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2021年	2022年	2021年度	2022年
現行の訪問介護相当の訪問介護	22	22	227	213
生活支援型訪問A(緩和した基準)	14	15	48	49
現行の通所介護相当の通所介護	37	37	602	640

通所型サービスA(緩和した基準)	13	13	56	56
通所型サービスC(短期集中予防)	6	5	108	137

(9)次期(第9期)介護保険事業計画策定委員会

- ①計画策定委員会の公開 ()公開している ()公開していない
 ②計画策定委員の公募枠 ()ある → 公募枠(1)人 ()ない

(10)高齢者福祉施策

- ①サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業	住民団体、NPO等の35団体	サロン活動、認知症カフェなど	有 35団体で2,341千円

- ②住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度 (該当に○印を付し、実績などをご記入ください)

質問項目	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2021年度実績
住宅改修			<input type="radio"/>	2007年4月1日	439件
福祉用具			<input type="radio"/>	2007年4月1日	532件
高額介護サービス	<input type="radio"/>				件

- ③加齢性難聴者への補聴器助成を実施する予定はありますか？すでに実施済みの場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

()予定がある ()年 ()月から)

()実施中

事業名	対象者	助成額	2021年度助成実績 (人数・金額)
			人 円

(11)介護認定者の障害者控除の認定について

- ①認定書の発行枚数実績は → 2020年度(276)枚、2021年度(294)枚

- ②介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2020年度()件、2021年度()件

()認定書を送付している → 2020年度()件、2021年度()件

()自動的に送付していない

- ③認定書の発行の要件(複数回答可)

()要支援2以上は基本的に該当する

()要介護1以上は基本的に該当する

()障害高齢者自立度()以上は基本的に該当する → 要介護要件 ()ある ()なし

※要介護要件がある場合は、()以上

()認知症高齢者自立度()以上は基本的に該当する → 要介護要件 ()ある ()なし

※要介護要件がある場合は、()以上

()その他、次のような基準で判断している(介護認定時の認定調査票または主治医の意見書、要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している)

2. 国民健康保険 担当課(国保年金課)電話(0566-71-2230)FAX(0566-76-1112)

メールアドレス(kokuho@city.anjo.lg.jp)

(1)国保保険料(税)等について

- ①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)と法定外繰入について

	区分	定義	2021年度	2022年度
保険料・	所得割	旧但し書き額	× (7.16)%	× (7.23)%
	資産割	固定資産税額	× (-)%	× (-)%
	均等割	加入者1人につき	29,070円	30,500円

	平等割	1世帯につき	20,230 円	20,100 円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			92,777 円	98,909 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 8,500 円	予算 8,500 円
※2021年は予算・決算、2022年は予算			決算 8,500 円	

②モデルケース別の国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

No.	モデルケース	2021年度	2022年度
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、所得200万円(妻の年収0)(2割軽減世帯)	221,500 円	227,100 円
2	夫婦世帯(70歳代)、所得80万円(妻の年収0)(5割軽減世帯)	65,600 円	67,200 円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円(7割軽減世帯)	14,700 円	15,100 円
4	単身世帯(70歳代)、所得100万円(軽減なし世帯)	90,100 円	91,700 円

(注)資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

(2)保険料(税)の市町村独自の減免制度

①市町村独自の低所得者減免 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1)低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く

(○)ある ()ない

2)低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

国保加入者が福祉医療費助成(心身障害者、母子家庭等、精神障害者)を受給しており、世帯主と国保加入者の前年中の総所得金額の合計が150万円以下であること。

3)低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	27 件	44 件
保険料減免の金額実績	186,700 円	316,600 円

4)低所得者減免に対する一般財源からの繰入れはありますか。 (○)ある ()ない

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ関係の減免は除く)

→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1)収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。

(○)ある ()ない

2)ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

前年合計所得 世帯主及び国保加入者の総所得金額が300万円以下であること。
 当年合計所得見込額 世帯主及び国保加入者の総所得金額が150万円以下であること。
 当年合計所得見込額の減少割合 前年中の総所得金額の2分の1以下に減少すること。
 減免割合 最小()割～最高()割 所得割額の10分の5相当額を減免。

3)ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	42 件	20 件
保険料減免の金額実績	1,665,800 円	775,100 円

③コロナ関係の収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

1)減免基準(2022年度)

(○)国基準と同じ ()国基準を拡大→拡大内容()

2)コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	282 件	142 件
保険料減免の金額実績	44,184,900 円	19,930,400 円

④市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

()ある (○)ない

2) ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

3) ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3) コロナ関係の傷病手当金の適用実績

質問項目	2020年度	2021年度
申請件数	2 件	13 件
決定件数	2 件	11 件
金額実績	126,199 円	497,595 円

(4) 国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2021年6月1日	2022年6月1日
被保険者数	33,456	32,329
世帯数	20,708	20,287
滞納世帯数	801	1,030
資格証明書交付世帯数	0	0
短期保険証交付世帯数	476	219
留め置き世帯数(※1)	226	114
未交付・未更新世帯数(※2)	0	0

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

(5) 資格証明書 (2022年6月1日現在) → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

① 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- (○) 国の基準どおり実施している
() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
() 高校生世代以下の子どもがいる世帯
() 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
() 次の場合は、交付対象から除外している

--

② 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

やむを得ない事由により世帯の所得が少なく、医療費を負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれると認められる場合及び、国民健康保険法施行令第1条第1号から第4号までに該当すると認められる場合

(6) 短期保険証

① 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数 (2022年6月1日現在)

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月(7)人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(399)人 ・1年()人 ・その他()

② 短期保険証発行の基準をご記入ください。 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

国保税に滞納がある世帯

(7) 保険料(税)滞納者への差押え等

① 差押えの基準をご記入ください。 → 2021年4月以降の変更は ()ある ()ない

国税徴収法、地方税法第 728 条第 1 項各号

② 以下の件数をご記入ください。

質問項目		2020年度	2021年度	
予告通知書の発行		不明	不明	
差押え	差押え世帯数	—	—	
	差押え件数合計	394	303	
	件数内訳	不動産	3	7
		預貯金	208	185
		生命保険(内学資保険)	34(0)	13(0)
その他		149	98	
競売による現金化		0	0	
徴収の猶予	申請件数	1	4	
	許可件数	1	4	
換価の猶予	申請件数	0	1	
	許可件数	0	1	
	職権件数	0	1	
滞納処分の停止	適用件数	3,211	2,023	
	件数内訳	無資力	2,196	1,564
		生活保護	412	134
		生活困窮		
		所在不明	582	314
その他	21	11		

(8) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度を実施していますか。

()実施している ()検討中である ()実施の予定がない

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2020年度	2021年度
一部負担金の相談件数	0 件	0 件
一部負担金の申請件数	3 件	3 件
一部負担金減免の延べ件数	3 件	3 件
一部負担金減免の金額実績	3,987 円	0 円

(9) 高額療養費の支給申請手続きの簡素化

① 70～74歳 ()簡素化済み(年 月受診分から実施) ()検討中 ()予定ない

② 70歳未満 ()簡素化済み(年 月受診分から実施) ()検討中 ()予定ない

(10) 国保運営協議会

① 運営協議会の公開 ()公開していない ()公開している

② 運営協議会委員の被保険者枠は (5)人 そのうち、公募枠は (2)人

3. 税の滞納について 担当課(納税課)電話(0566-71-2217)FAX(0566-76-1112)

メールアドレス(shuzei@city.anjo.lg.jp)

(1) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2020年度	2021年度
徴収の猶予	申請件数	1	10
	許可件数	1	10
換価の猶予	申請件数	0	3
	許可件数	0	3

	職権件数	0	1
滞納処分の停止	適用件数	727	481
	件数 内訳	無資力	439
		生活保護	58
		生活困窮	51
	所在不明	222	148

4. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護 担当課(社会福祉課)電話(0566-71-2224)FAX(0566-74-6789)
メールアドレス(seiho@city.anjo.lg.jp)

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)が2021年9月以降に改正された場合は、新しいパンフレットを添付してください。

①生活保護の相談件数、申請件数とその保護開始件数

質問項目	2020年度	2021年度
相談件数	279件	236件
申請件数	110件	101件
そのうち保護開始件数	102件	96件

②受給世帯数と人数

質問項目	2021年4月分	2022年4月分
受給世帯数	611世帯	631世帯
うち、外国人世帯数	32世帯	33世帯
受給人数	734人	750人
うち、外国人人数	61人	62人

③扶養照会

質問項目	2020年度	2021年度
新規申請のうち、扶養照会した世帯数	25世帯	23世帯
そのうち、金銭的援助が受けられるようになった世帯数	1世帯	2世帯

④世帯類型別被保護実世帯数(2022年4月分)

	合計	高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障害世帯	その他
世帯数	631	321	21	106	97	86
構成比	100%	50.9%	3.3%	16.8%	15.4%	13.6%

⑤車の保有(2021年度)

2021年度 保有世帯数	2世帯
--------------	-----

【保有理由の内訳】

障害者の通勤・通院等	世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の居住者の通勤	世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の勤務先に通勤	1世帯
深夜勤務等の業務従事者の通勤	世帯
その他(老朽化した走行不能車)	1世帯

⑥エアコン設置状況

	2020年度	2021年度
生活保護世帯の内、設置件数・設置率	件(%)	件(%)

※以下は市のみお答えください

⑦生活保護担当職員

1) ケースワーカーの人数(内女性人数)

	正規職員数(内女性)	生保担当の	非正規職員数(内女性)
--	------------	-------	-------------

		平均在任年数	
2021年4月現在	8人(0人)	1年 4カ月	0人(0人)
2022年4月現在	8人(0人)	1年 4カ月	0人(0人)

2) 社会福祉主事の資格がない職員数(2022年4月現在)

社会福祉主事の 資格がない職員数	正規職員	非正規職員
	1人	0人

3) 1ケースワーカー当たりの担当受給者

	1ケースワーカー当たりの担当受給者数	
	世帯数	人数
2021年4月現在	76世帯	92人
2022年4月現在	79世帯	94人

4) 専門職としての採用(2022年4月現在)

専門職としての採用がありますか。 ()あり (○)なし

(2) 生活困窮者支援 担当課(社会福祉課) 電話(0566-71-2224) FAX(0566-74-6789)

メールアドレス(seiho@city.anjo.lg.jp)

※市民向けのパンフレットがあれば添付してください。コロナ禍での対応で作ったパンフレットもあればあわせて添付ください。

① 実施方法

	実施	運営方法	事業所数	委託先
自立相談支援		直営		
住居確保一時金窓口		直営		
一時生活支援	実施	直営		
就労準備支援	実施	委託	1	特定非営利活動法人
就労訓練	未実施	-		
家計改善支援	実施	直営		
子どもの学習・生活支援	実施	委託	1	公益社団法人
町村の相談支援	未実施	-		-
その他()				

※実施には、「実施」「未実施」「実施予定」の別を記入ください

※運営方法は「直営」「委託」「直営+委託」「借上」の別を記入ください

※委託先は「社協」「社会福祉法人」「NPO法人」「一般社団(財団)法人」「株式会社」「生協」など種別を記入ください。複数ある場合は複数記入ください。

② 実施状況

	2020年	2021年
新規相談受付件数	1,264	821
プラン作成件数	6	0
就労支援件数	48	26
住居確保給付金新規決定	265	92
住居確保一時金再給付	0	56
一時生活支援	32	20
就労準備支援	2	0
就労訓練	0	0
家計改善支援	0	2
子どもの学習・生活支援	78	57
町村の相談支援		-
その他()		

5. 福祉医療など 担当課(国保年金課) 電話(0566-71-2232) FAX(0566-76-1112)

メールアドレス(kokuho@city.anjo.lg.jp)

(1) 福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2021年4月1日以降、制

度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。
 ※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度	○		
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度			

(2)前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)
(改定内容)

6. 子育て支援策

項目	担当課	電話	FAX	メールアドレス
(1)	子育て支援課	71-2223 71-2272	0566-76-1112	shien@city.anjo.lg.jp
(1)④	社会福祉課	0566-71-2245	0566-74-6789	fukushisoudan@city.anjo.lg.jp
(2)	学校教育課	0566-71-2254	0566-77-0001	gakkyo@city.anjo.lg.jp
(3)①	総務課	0566-71-2253	0566-77-0001	kyoikusomu@city.anjo.lg.jp
(3)②、 (4)	保育課	0566-71-2273	0566-76-2228	hoiku@city.anjo.lg.jp

(1)「子どもの貧困対策推進法」を受けた、貧困対策計画

①貧困対策計画の有無について ()ある(年 月策定) (○)ない
 ※子ども子育て支援総合計画などに含むものも「ある」としてください。

②自立支援給付金事業について (○)実施(H16年 4月実施) ()未実施
 2021年度実績 (16)件 給付額(11, 433, 210)円
 2022年度予算 (20)件 給付額(14, 420, 000)円

③日常生活支援事業について (○)実施(H16年 4月実施) ()未実施
 2021年度実績 (0)件 給付額(0)円
 2022年度予算 (8)件 給付額(160, 800)円

④教育・学習支援について ()実施(年 月実施) ()未実施
 2021年度実績 (3)カ所(57)人 実施時期(4月～3月)
 2022年度予算 (3)カ所(80)人 実施時期(4月～3月)

⑤「無料塾」、「こども食堂」への支援について

- 1)「無料塾」への支援 ()実施(年 月実施) (○)未実施
 2021年度実績 ()カ所()人、2022年度予算 ()カ所()人
 支援方法()
- 2)「こども食堂」への支援 ()実施(年 月実施) (○)未実施
 2021年度実績 ()カ所()人、2022年度予算 ()カ所()人
 支援方法()

(2)就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2021年度	2022年度
--	--------	--------

受給者数	1,220 人	1,254 人
受給割合	7.2%	7.5%
支給額	100,875 千円	102,000 千円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2022年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない
 生活保護基準額の(1.2)倍・金額()円

③就学援助の対象となる所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母就労30歳代、子ども小学生の場合) … (2,300,000)円
- ・4人家族(父母とも就労30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (2,808,000)円

④申請書の受付先 ()市町村窓口 (○)学校 ()窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目 → 2021年4月以降の変更は (○)ある ()ない

- (○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費
- (○)修学旅行費 ()クラブ活動費 (○)生徒会費 (○)PTA会費 (○)給食費
- (○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの)
- ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 ()オンライン学習通信費
- ()その他()

⑥日本スポーツ振興センター掛け金

- (○)就学援助の対象としている
- ()すべての児童の掛け金を公費助成している
- ()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3)給食費の補助・減免(就学援助家庭への減免は除く)

①学校給食費に市町村独自の補助・減免を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)
 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

- ()徴収していない (○)補助・減免を行っている ()検討中 ()行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

平成29年4月から、第3子以降小中学校給食費無料化を実施しています。

②保育施設等の給食費に国基準を上回る市町村独自の補助・減免を行っていますか。

→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

- ()徴収していない (○)補助・減免を行っている ()検討中 ()行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

副食費補助の基準を保護者の市民税所得割額 77,101 円未満まで対象者を拡大しています。また、第3子給食費無償化についても、対象の第3子を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(高校卒業までの年次にある子)を3人以上監護し、その出生の最も早い子から順に数えて第3番目以降となる園児とし、拡大実施しています。

(4)保育

①保育施設の数(2022年4月1日現在)

保育施設の種類		施設数
認可保育所 ※保育所型認定こども園・ へき地保育所を含む	公立	8
	私立	21
認定こども園	幼保連携型	15
	幼稚園型	
	保育所型(認可保育所と重複)	

- 2) 宿直体制をとっているところ GH (9)カ所
 3) 夜間通報体制をとっているところ (15)カ所
 4) 夜勤体制を複数でおこなっているところ (5)カ所

④ 県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。
 ()ある → ある場合どんな補助ですか(重症心身障害者共同生活援助利用支援事業補助金)
 ()ない

(3) 障害福祉サービスの支給決定基準

- ① 支給基準を定めていますか。()定めている ()定めていない
 ② 「定めている」と答えた自治体は、以下にご回答ください。
 1) 支給基準作成に際し、障害当事者もしくは障害関係団体に意見を求めましたか。
 ()意見を求め基準に反映させた ()意見を求めたが基準に反映していない
 ()意見は求めなかった
 2) サービス等利用計画が支給基準を超える支給量となっている場合の対応は
 ()計画のまま認定審査会に意見を求める ()支給基準内に計画を修正させる
 ()その他(その内容 計画提出前に自立支援協議会内のグループにおいて審査している)
 3) 支給基準を超える支給決定件数(2022年7月時点) (31)件

(4) 訪問系各サービスの支給状況(2022年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	212	103	88	12
重度訪問介護	10	111	599	122

地域生活支援事業

移動支援	385	104	5	3
------	-----	-----	---	---

※ 最多支給時間は2022年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(5) 短期入所 (2022年7月時点)

- ・短期入所支給者数(276)人、昨年同月比(102)%、最多支給日数(35)日、
 平均支給日数(1)日
 年間180日以上利用可(短期入所)とする支給者数(1)人

(6) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

- 2021年4月以降の変更は ()ある ()ない
 ()介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時
 ()何らかの条件を設けている。
 ()要支援の該当者は、上乗せができない。
 ()障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)
 ()介護保険の要介護度が要介護5の者
 ()介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※ 上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。

(7) 高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数

2021年度支給者総数	2022年度支給予定者総数	前年度比(小数点1位まで)
7人	10人	143%

(8) 防災などに関わることについて

- ① 地域での防災計画を立てる会議に、障害当事者あるいは関係団体の参加がありますか。
 ()ある ()ない
 ② 防災訓練に、地域の住民と障害当事者が参加し、共同で訓練をする機会がありますか。

()ある ()ない

8. 任意予防接種の助成 担当課(健康推進課)電話(0566-76-1133)FAX(0566-77-1103)
メールアドレス(kenko@city.anjo.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ		円	円	
带状疱疹		円	円	
子どものインフルエンザ	1～18歳	1,000 円	円	平成 23 年 10 月
麻しん(接種漏れの人)		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	65 歳から 5 歳毎 100 歳まで	5,937 円	2,500 円	平成 26 年 4 月
高齢者用肺炎球菌(任意)		円	円	

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

()実施している → ()1回目を助成していない人が対象 ()1回目を助成した人も対象

()実施していない ()検討中

9. 健診事業 担当課(健康推進課)電話(0566-76-1133)FAX(0566-77-1103)
メールアドレス(kenko@city.anjo.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

1回(平成20年4月から開始)

10. 地域の保健・医療 担当課(健康推進課)電話(0566-76-1133)FAX(0566-77-1103)
メールアドレス(kenko@city.anjo.lg.jp)

(1) 2019年(コロナ以前)と比べ、保健所・保健センターの保健師等スタッフ数に変化がありますか。

()ある ()ない

※ある場合、その職種と増減の人数をご記入ください。

職種(保健師) (6)人 増・減

(2) 地域の公立公的病院の病床数の変更予定 ()ある ()ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

(3) 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策がありますか ()ある ()ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

医師会が運営する看護専門学校に対する支援を実施しています。

【2】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2021年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①75歳以上の2割負担をはじめ患者負担増の計画中止を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	年 月 日
	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書	年 月 日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑥障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	年 月 日
	⑦コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険への支援を求める意見書	年 月 日
	③コロナ感染症に係る医療・介護・福祉等への支援を求める意見書	年 月 日

※2021年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。